

## 開館時間内の課外活動の開始・再開について（第 10 報）

学生支援センター長 岩永 靖

熊本県の新型コロナウイルスの感染症対策に係るリスクレベルも 1 に下がり、国のマスク着用の考え方も 3 月 13 日以降個人の判断に委ねることとなりました。

今後も活動開始・再開を希望する団体においては、別紙の「課外活動計画書」を学生支援課に提出してください。総合的に判断をして、活動の可否をお知らせします。

当面の間は、許可制によって活動の可否を決定しますが、今後の状況によっては変更することがあります。

また、活動の許可を受けた団体においては、[「新型コロナウイルス感染防止に伴う『学生生活にかかる行動指針』の更新について（第 15 報）」](#)を踏まえた上で、以下の内容について遵守することとします。

### 記

#### 【活動時間】

屋内・屋外にかかわらず、学内施設の開館時間内とします。

#### 【厳守事項】

- ① 活動日ごとの活動記録を作成し、提出できるようにファイリングしておくこと。
- ② 本学以外の学生との活動は、十分な感染防止対策を講じた上で行うこと。
- ③ 感染防止対策が徹底されていない場所や環境での会議・話し合い及び休憩は禁止とします。
- ④ 3 密となる活動・感染防止対策が徹底されていない活動は禁止とします。
- ⑤ 飲食を伴う会合等の実施は、「学生生活にかかる行動指針」（第 15 報）に基づいて行うこと。
- ⑥ 他団体との練習及び試合は、別途に「感染防止対策を講じた活動計画書」を提出してもらい判断します。（ただし、主催者による十分な感染防止対策が講じられている場合は、この限りではない）
- ⑦ 宿泊を伴う活動は、特段の注意を払って行うこと。
- ⑧ 自家用車等による学生相互の乗合での移動は、3 密を回避し、マスクのない状態での会話のないようにすること。
- ⑨ 県外・県内を問わず、移動を伴う活動については、移動時を含めた十分な感染防止対策を講じること。
- ⑩ 部室等では 3 密及び長時間の滞在を避け、更衣や道具の運搬等は短時間で行うこと。
- ⑪ 共用の道具等を使用・作製する場合は、十分な感染防止対策を講じること。
- ⑫ 体調不良の場合は、活動参加を取り止めること。
- ⑬ 本学ホームページ及び Active Academy に掲載している内容を随時確認すること。

これらの内容は、みなさん自身が感染しないように設けているとともに、みなさんの周りの人々を守るためのものですので、徹底をお願いします。

不明な点がありましたら、学生支援課に相談してください。

- ・ [課外活動計画書（12 月 6 日以降：最新版）（新様式.docx）](#)
- ・ [新型コロナウイルス感染防止に伴う「学生生活にかかる行動指針」の更新について（第 15 報）](#)

問合せ：学生支援課 096-341-1168